

「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社では、最重要経営資源は人であるという確固たる信念のもと、従業員の働きやすさ、働きがいの向上に努め、当社で働きたいと思う人をいかに増やしていくかを常に追い求めています。そのためには賃金の引上げのみならず、教育訓練等を充実させ、従業員への持続的な還元が必須と考え、従業員の働く環境の改善はもとより、一人ひとりの価値観を尊重し、個人のキャリア自律を支援し、多様な働き方に柔軟に対応できる体制づくりを進めています。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げについて、当社の経営状況や世の中の経済情勢を踏まえたうえで、労働組合との真摯な議論を重ね、賃金の引上げをはじめとした各種労働条件について双方ともに納得のいく結果を導いています。また、教育訓練等について、時間を問わずに学べるオンデマンド型研修を充実し、目指すキャリアの実現に向けた学びの場を提供しています。さらに定期的なエンゲージメントサーベイを実施し、その結果に対して適切なアクションを取っています。

このような従業員を尊重した施策の実施により、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言のURL

【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/8673-05-15-tokyo.pdf>】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

以上

2025年3月24日